

北海道告示第10034号

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第16条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり食品衛生管理者及び食品衛生監視員の登録養成施設の名称変更の届出を受理した。

令和元年5月13日

北海道知事 鈴木 直道

1 設置者

名寄市

2 登録養成施設の名称

変更後：名寄市立大学保健福祉学部栄養学科食品衛生管理者及び食品衛生監視員  
任用資格取得コース

変更前：名寄市立大学保健福祉学部栄養学科

3 変更年月日

平成31年4月15日